

第2回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月8日(火)午後1時55分から午後3時07分

2. 開催場所 八女文化会館多目的ホール

3. 出席農業委員(14名)

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 月足 靖彦 | 2番 | 鵜木 敏通 | 3番 | 松尾 健一 |
| | | 9番 | 中島 秀徳 | 14番 | 今村 嗣範 |
| 16番 | 古賀 則夫 | 17番 | 江崎 潔 | 18番 | 中村 善徳 |
| 19番 | 茅島 澄雄 | 20番 | 中村 輝義 | 21番 | 田村 一彦 |
| 22番 | 三宅 覚 | 23番 | 池尻 律芳 | 24番 | 國武 覚 |

4. 欠席委員 農業委員(1名)

4番 牛嶋 徹也

5. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 9号 買受適格証明願の処理について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可処分の変更について

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

6. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
黒木支所 渡部 真弓 立花支所 田中 克彦 田中 南 上陽支所
松尾 誠 星野支所 近藤 理和 矢部支所 城 豪志

7. 会議の概要(発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。)

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>皆様、こんにちは。冒頭、皆様にご挨拶にあたりまして八女市内でも新型コロナウイルスのオミクロン株が非常に感染拡大をきたしておりますので、本日の会議は農業委員さん24名の方々に出席願うところでしたが、約半数の方をお願いをして出席を頂いております。このことにつきまして、まずご理解を頂きたいという風に思います。</p> <p>それでは本日は令和4年第2回農業委員会総会を開催しましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集いただき、ありがとうございました。ただいまより、農業委員会総会を開会いたします。</p> <p style="text-align: center;">(議 長 着 席)</p> |
| 議 長 | <p>日程 第1・会議の成立</p> <p>只今の出席委員の数は農業委員<u>14名</u>であります。</p> <p>会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> |
| 議 長 | <p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、20番中村輝義委員、21番田村一彦委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(案件朗読)</p> |
| 議 長 | <p>事務局朗読のとおり、報告1件・議案5件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については12件です。解約のあった土地24筆のうち、田17筆、畑7筆、合計面積21,326㎡です。それぞれ、合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。 5ページをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>1番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>2番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の高齢による経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> |

| | |
|-----|---|
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 3番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。 農地の権利を取得することができる法人のことを農地所有適格法人といい、農地法に定義されております。譲受人である法人は平成21年から農地所有適格法人として農地の権利を取得され、農業経営をされてあります。農地所有適格法人の要件であります法人の組織形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の4点については定款、事業計画書、決算書また毎年報告書を出していただいております。すべて要件を満たしていることを確認しております。以上でございます。 |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 4番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。 |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 5番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。 |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 6番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の遠方のため耕作困難と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。 |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 7番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。 |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 |

| | |
|-----|--|
| | <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>8番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の高齢による経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>9番についてご説明をいたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人が隣接に農地をお持ちということで相手方の要望で一体的に管理をされるということでの所有権移転売買の申請です。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>10番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人が隣接地でもあり、相手方の要望ということで一体的に管理をされるための所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番を事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>11番についてご説明いたします。(議案書朗読)この土地は譲受人が購入を希望されており、所有者である譲渡人へ相談され、所有権移転売買の申請をされるものです。以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番を事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>12番についてご説明いたします。(議案書朗読)この土地は譲渡人が相続されましたが農業を継承されないということで農業廃止、譲受人の経営拡大のため所有権移転売買の申請をなされたものです。以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>続いて番号13番を事務局より説明をお願いします。</p> <p>13番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人が相続をされましたが遠方のため農業を継承されないということで、隣接に農地をお持ちの譲受人へ所有権移転売買の申請をなされるものです。以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> |
| 議長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>14番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の親族への贈与と譲受人の親族より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> |
| 議長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番を事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>15番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の親族への贈与と譲受人の親族より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番を事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>16番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の親族への贈与と譲渡人の親族より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号17番と次の18番は下限面積に関連しますので一括して審議をいたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>17番から説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の親族への贈与と譲受人の親族より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。譲受人は今回初めて農地を取得されますので、続けて18番を説明いたします。</p> <p>18番、(議案書朗読)譲渡人の農業廃止と譲受人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>譲受人と17番の譲渡人はご兄弟で、譲受人はこれまで約10年間17番の譲渡人の農業の手伝いをされてこられました。今回、譲受人が農地を取得されご自身で梅や桃、野菜を栽培され出荷される予定です。出荷先は直売所を予定されておられます。経営面積は17番と18番を合わせて4,869㎡となり、下限面積は問題ありません。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありますか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号19番を事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>19番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の遠方による耕作困難に伴う譲受人への所有権移転贈与の申請です。譲渡人は相続によって当該農地を取得されています。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号20番を事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>20番についてご説明いたします。（議案書朗読）祖父である譲渡人から孫である譲受人への所有権移転贈与の申請です。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号21番を事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>21番について説明いたします。（議案書朗読）この土地を譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転贈与の申請</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>です。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 11ページをお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>議案第9号、買受適格証明願の処理について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>11ページ1番と2番の競売に参加するための買受適格者としての証明について案件ごと一括して説明します。競売や公売にかかった農地の入札に参加しようとする場合、入札参加者が農地法の許可を受けることが出来る者であることを証明する書類が必要になります。これを買受適格証明書といいます。買受適格証明願が出された場合、農地法の規定に従い、審査をし、許可の見込みがある場合は証明書を交付することになります。耕作を目的として入札に参加する場合は農業委員会が交付をし、転用を目的として入札に参加する場合は県知事が交付します。今回は耕作目的ですので、農業委員会が農地法3条の審査と同様の審査をし、決定することとなります。本案件は福岡地方裁判所八女支部が行う競売案件で入札期間は令和4年1月19日～1月26日まで。開札は2月2日でしたが、この期間に買受の申込みがなかったため令和2年2月9日～2月16日の期間に特別売却が行われます。特別売却は入札によらず、この期間に先着順で買受人を決定するものです。</p> <p>それでは改めて議案をご覧ください。1番についてご説明いたします。(議案書朗読) この土地を申請人が経営拡大のため取得しようとするものです。作付計画はナスとなっています。申請人は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>続いて2番についてご説明いたします。(議案書朗読) この土地を</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>申請人が経営拡大のため取得しようとするものです。作付計画はトマトとなっています。申請人につきましても農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>なお、買受適格証明証の交付を受けた者が農地を取得することができる買受人と定められた場合は、改めて農業委員会に農地法第3条の申請をし、農業委員会総会の中で審議をし、許可を受けることが必要となりますが、事務処理を迅速にするため、会長は買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認める場合を除き、買受人が農地法の許可申請書を提出した場合は、農業委員会会長が許可しても差し支えない旨を合わせて審議していただくようお願いします。なお、このような取扱いは国の通知により定められております。以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、申請人が買い受けることに対して適格であると証明いたします。</p> <p>次に進みます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第10号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、この案件は農業委員18番中村善徳委員、農業委員19番茅島澄雄委員は八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係する委員は席を下げていただきますようお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>本案件は八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員会に対して、決定を求められているものでございます。今回は所有権移転の案件が3件、利用権設定の案件が115件ございます。</p> <p>番号1番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>譲受人についてご説明をいたします。譲受人は新規営農でスモモ、柿等の主に果樹類の作付を行う予定です。ご実家が久留米市で果樹園を営む農家であり、約8年間程ご実家や親戚の農家で手伝いをされ、経験を積んであります。今後は農業経営についてのオンラインセミナーを受講したり、JAふくおか八女への入会と部会参加により技術指導を受けられるとのこと。出荷先については直売所を設けるほか、訪問販売やインター年との活用による販売等もされる予定です。</p> <p>続きまして番号2番、（議案書朗読）中間管理機構より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号3番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>14ページ～43ページが利用権設定の各筆明細となっております。期間は1年から20年までの新規・再設定合わせて利用権設定件数115件、利用権を設定する土地261筆、合計面積308,093.85㎡です。今回は新規営農の案件がございますのでご説明をいたします。まず14ページをお願いいたします。</p> <p>番号5番、（議案書朗読）貸人より借人へ10年間の使用貸借権設定の申請です。借人についてご説明をいたします。借人は新規営農で菊を栽培される予定です。もともと農家である実家の手伝いを行っていたほか、菊農家の下で研修を受けられており、今後JAの部会が開催する講習会等に参加をされる予定です。出荷先はJAを予定してあります。</p> <p>続きまして17ページをお願いいたします。番号15番、（議案書朗読）貸人より借人へ10年間の賃借権設定の申請です。借人についてご説明いたします。借人はご実家の農作業を手伝わっており、農業経験は5年程おありです。ハウスでのネギ栽培を予定されており、出荷先はJA及び直売所を予定してあります。施設園芸の場合、施設面積2,600㎡以上による下限面積の条件を3,274㎡で満たしているため、問題はないこととしております。</p> <p>続きまして30ページをお願いいたします。30ページの65番と34ページの79番は関連ですので一括してご説明いたします。番号65番、（議案書朗読）貸人より借人へ10年間の賃借権設定の申請です。続きまして34ページの番号79番、（議案書朗読）貸人より借人へ10年間の使用貸借権設定の申請です。借人についてご説明を</p> |
|-----|---|

| | |
|-----|--|
| | <p>いたします。借人は福岡市のご出身で3年前からお茶の繁忙期の短期アルバイトとして笠原地区に来られましたが、その後そのまま定住され、茶の繁忙期以外には地域の各農家の手伝いをされてこられました。この度笠原地区の貸人から農地を借り入れ、地元の方からの指導を受けながらご自身で茶と米の作付を開始されます。出荷先はインターネットや直売所を予定されておられます。経営面積は65番、79番を合わせて9,006㎡で、下限面積は問題ありません。</p> <p>続きまして38ページをお願いいたします。番号94番、(議案書朗読)貸人より借人へ10年間の賃借権設定の申請です。借人についてご説明をいたします。借人はオーストラリアに滞在中に苺農家で働いていたことがあり、そこで農業の魅力を感じられ、農業をするために日本に帰ってこられました。白木に移住され、親戚の方からキウイの園地を耕作させてもらえることになり、農作業の手伝いをされてこられました。この度ご自身で農地を借り入れ、地域のキウイ農家より営農指導を受けながら栽培をされる予定です。出荷先はJAです。以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 関係する委員さんは元の席にお戻りください。 44ページをお願いします。</p> <p>議案第11号、農地法第5条の規定による許可処分の変更については、議案第12号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理についての番号10番と関連しますので一括して審議いたします。また、この案件は農業委員24番國武覚委員は議事参与の制限に抵触する事案でありますので、席を下げてくださいようお願いいたします。それでは、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 議 長 | |
| 議 長 | |
| 議 長 | |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>説明いたします。まず、44ページをご覧いただきたいと思います。申請地の場所ですが、高速道路八女インターから県道96号八女瀬高線を南に1km程道なりに進み、花宗川を越え左手に見える一団の農地で、ちょうど株式会社明治九州工場の南側にあたります。農地の区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則許可できませんが、地域整備法に従って行われる場合で、具体的には、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する実施計画に基づき、産業導入地区内において施設を整備するために行われるものであるため、例外的に許可できます。</p> <p>計画変更理由としましては、令和3年3月に第1期工事分として許可を受けましたが、第2期工事分の調整ができましたので合わせてするための変更計画です。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、工業団地用地として利用するための計画です。なお人数についてですけれども、当初計画から、後程申し上げます5条申請の人数を足した人数となります。第1期工事、第2期工事に同じ所有者がいますので、実人数で計算しております。それでは、この変更についてですけれども、工期については当初、転用の許可日から令和5年の12月末を予定していましたが、令和6年3月末に変更になります。</p> <p>それでは議案書47ページをご参照ください。第2期工事の5条申請について説明します。（議案書朗読）農地区分は先程申し上げた通りでございます。この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、工業団地用地として利用するための申請です。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、給水契約は敷地東側に八女市の上下水道が入っていることから、ここから取水されるほか、合わせて地下水も利用されます。雨水排水は場内排水路によって集水し、調整池に導入し、北側の花宗川に排水されます。また汚水排水計画については合併処理浄化槽を設置の上、処理水は雨水同様、花宗川に排水されます。隣接農地への被害防除措置は法面保護や緩衝帯を設ける等の措置が取られます。被害防除措置も十分とられるとのことですので転用事業については問題がないと確認しております。以上ご審議方よろしく申し上げます。</p> |
|-----|--|

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見まとめ県知事に進達いたします。</p> <p>関係する委員は元の席にお戻りください。 4 5 ページをお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>議案第 1 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書の処理について、番号 1 番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>1 番についてご説明いたします。申請地は、八女市吉田にあります国道 3 号線の吉田交差点より 5 0 m 程北西に進んだ農地になります。農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって第 2 種農地と判断します。(議案書朗読) この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅及び建築資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>1 月 2 6 日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、北側の水路に排水され、雨水も北側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号 2 番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>ご説明いたします。申請地は、八女市吉田にあります長峰小学校より東へ500m程進んだ農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、特定建築条件付売買予定地7戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、南側側溝に排水され、雨水も南側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> |
| 議長 | <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。申請地は、八女市納楚にあります川崎病院より北西に100m程進んだ農地になります。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、宅地分譲用地8区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道へ排水されます。雨水は西側側溝に排水される計画です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。申請地は、八女市納楚にありますディスカウトドラッグコスモス納楚店の東に隣接する農地です。農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は3番と同じです。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、共同住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません、水利の承諾はとれています。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道へ排水されます。雨水は東側側溝及び南側水路に排水される計画です。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。申請地は、八女市新庄にあります県道唐尾広川線の新庄五差路より唐尾広川線を北方向に100m程進んだ農地です。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、自動車置場用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません、水利の承諾はとれています。なお、譲受人は自動車の修理工場の経営をされてあります。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下される計画です。ご審議のほどよろしくお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。申請地は、八女市大籠にありますジョイフル忠見店を西へ50m程進んだ農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。（議案書朗読）この土地を借人が貸人から賃貸借で譲り受けられまして、事務所及び倉庫用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。なお、現在の事務所は申請地の道を挟んだ南側となっております。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、西側水路へ排水されます。雨水は敷地内の周囲の側溝から西側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>また、申請地は、令和3年3月30日に開催されました八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>回申請されてあるものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。申請地は、八女市室岡にあります岡山保育園より北へ300m程進んだ農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、特定建築条件付売買予定地7戸として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は南側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号8番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>ご説明いたします。申請地は、県道佐賀八女線の湯気の下交差点より北東へ100m程進んだ農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。（議案書朗読）この土地を借人が貸人から使用貸借で譲り受けられまして、共同住宅用地2棟18戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は西側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>申請者より転用許可申請書に始末書を添付されております。現地確認の際、申請地に一部コンクリート敷き及び屋根付きの駐車スペース等がありました。それでは、始末書を読み上げたいと思います。</p> <p>「私は隣接地に居住しておりますが、今般、農地法第5条許可申請してある申請地を事業用地として利用しておりました。これは農地法について十分に理解をしていなかったためであり、故意に転用したものではありませんが、農地法の知識がなかったとはいえ無断転用を行ってしまい、申し訳ございません。今回この事実が発覚し、改めて農地転用許可の手続きを行う次第です。今後はこのような違法行為の内容、農地法を遵守いたしますので、寛大なる処理をお願いしたく申し上げます。」</p> <p>以上のような始末書がついております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号9番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>ご説明いたします。申請地は、県道唐尾広川線の前古賀交差点より南へ100m程進んだ農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、看板設置用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> |
| 議長 | <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>次の番号10番は審議済みです。51ページをお願いします。</p> <p>続いて番号11番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。申請地は、旧国道442号線鵜池交差点から県道唐尾広川線を南へ200m程進んだ農地になります。農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、建売住宅用地4戸として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道に排水され、雨水は東と西の道路側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号12番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。申請地は、八女市今福にあります株式会社井上製氷冷蔵八女工場より南へ100m程進んだ農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は1番と同じです。(議案書朗読) この土地を借人が貸人から使用貸借で譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地は譲渡人の農地であり同意は不要です。水利の承諾はとれています。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され南側側溝へ排水され、雨水も南側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号13番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。申請地は、八女市室岡にあります岡山公園より西へ300m程進んだ農地になります。農地の区分は、第3種農地と</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>判断します。内容は11番と同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、建売住宅用地10戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>1月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は南側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しておりますご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> |
| 議 長 | <p>異議がありませんので、本案件は異議なしと意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号14番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。申請地は、立花町山崎の草場公民館より70m程南東に位置する農地です。農地の区分は、八女市立花支所から約300mに位置する農地であり、市街地等で公共施設等が整備された区域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。（議案書朗読）こちらの土地を借人が貸人より借り受け、専用住宅用地として利用されるものです。借人は貸人の孫にあたられます。</p> <p>1月25日に現地確認を行った結果、合併浄化槽からの生活雑排水、雨水ともに西側側溝へ排水され、特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p> |

議 長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。

以上で議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。

(閉会宣言 3時07分)

令和4年2月8日

議 長 月足 靖彦

20番 中村 輝義

21番 田村 一彦